

事業名	海岸環境整備事業（河川）		
事業内容 （目的・概要）	海岸環境整備事業は、国土保全及び人命・財産の防護とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用に資することを目的とする。		
事業主体	地方公共団体（海岸管理者）		
採択要件	<p>次のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 自然環境との調和・個性ある地域づくり等に資する海岸において、背後地の人命・財産を防護するための施設等を整備するものであること。 ただし、総事業費が1 億円以上のものに限る。</p> <p>② 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において、海岸利用者等への安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するものであること。 ただし、総事業費が1 千万円以上のものに限る。</p>		
補助率、融資額、 その他の財源措置の内容	<p>補助率</p> <p>一般 1/3</p> <p>離島 1/3</p> <p>地元市町村負担率</p> <p>県が事業者の場合</p> <p>(1) 一般 3/30</p> <p>(2) 離島 1.5/30</p>		
制度創設年度	昭和 48 年度		
関係省庁名	国土交通省		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野賀海岸（大崎上島町）</li> <li>・須波海岸（三原市）</li> <li>・狩留賀CCZ（呉市）</li> <li>・長瀬海岸（江田島市）</li> </ul>		
問合せ先	土木建築局河川課		
	Tel	082(513)3931	e-mail dokasenska@pref.hiroshima.lg.jp